

## 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市遺失物・拾得物取扱要項

### 1 趣旨

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届け出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

### 2 取扱及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の届け出の取扱いは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会実施本部（以下、「実施本部」という。）が競技会場内に設置する受付案内所で実施するものとし、受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、実施本部へ引き継ぐものとする。ただし、高額な金品等については、速やかに実施本部へ引き継ぐものとする。
- (3) 拾得物は、あらかじめ定められた保管場所に保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意する。
- (4) 実施本部解散後は、遺失物又は拾得物の取扱いは、実行委員会事務局において行う。

### 3 届出の処理

- (1) 拾得物の届け出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物預かり書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- (2) 遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失物一覧簿（様式第6号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

### 4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。

- (2) 遺失物の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第8号）を受理または遺失者に電話確認した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者に報労金の請求権利が生じた場合、実行委員会事務局が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

## 5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実施本部は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、実行委員会事務局に引き継ぐ。ただし、実施本部は、拾得した日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意しなければならないものとする。
- (2) 実行委員会事務局は、実施本部から引き継いだ遺失者が判明しない物件を拾得の日から起算して7日以内に拾得物受理書（様式第1号）の写しと拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会事務局は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に伝える。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物又は拾得物に関して必要な事項は別に定める。